

2020年4月10日号

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト

<http://hibakutokenkou.net/>

環境省、「除染土の埋立て処分」法令改定もパブコメへ。

「再生利用」に向けた法令の4月改定を見送る 1

仏映画「我が友・原子力～放射能の世紀」完成、日本公開へ 3

▼「ラジウムガール」 時計の夜光塗料にラジウムを使った結果…



ICRP 新勧告案へコメント 弁護士の福田健治さん 7

「堀場清子のことば」全詩集から「いのちの籠 またしても放射能禍」 13

同封の振替用紙は「LETTER」購読の場合は年1回、ご寄付の方はご随意にお使いください

◆「LETTER」の内容についてのご意見は下記へお寄せください◆

一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト代表 田代真人 masa03to@gmail.com

〒325-0302 栃木県那須町高久丙 407-9978 0287-76-3601

除染土再生利用に向けた法令改正 「時期尚早」指摘相次ぎ 見送り NHK

2020年3月28日 4時44分 福島第一



福島第一原発事故の除染で出た土の再生利用に向けて、環境省は法令を改正し工事や管理の基準を設ける方針でしたが、パブリックコメントに2800件を超える意見が寄せられ「時期尚早だ」といった指摘が相次いだことなどから改正を見送ることになりました。

環境省は原発事故の除染で出た土のうち放射性物質の濃度が、一定の基準を下回ったものを全

国の公共工事などで再生利用する方針で、福島県飯舘村の長泥地区では、農地として利用する実証事業を行っています。

実証事業では、これまでのところ安全性に問題は出ていないとして、放射性物質汚染対処特別措置法の施行規則を改正し、再生利用を行った場所では定期的に放射線量を測定するなど、工事や管理の基準を設ける省令を4月1日付けで施行する方針でした。

その案を示して国民の意見を広く募るパブリックコメントを行ったところ、先月7日までの1か月間で2854件の意見が寄せられたということです。

意見の中には「説明が足りない。もっと国民的議論が必要だ」とか「実証事業が不十分で時期尚早だ」という指摘のほか、農作物への風評被害を懸念する声もありました。

環境省は「安全性については確認されているが、丁寧な説明を続けていく必要がある」などとして改正を見送ることになりました。

環境省によりますと、パブリックコメントを行ったうえで方針を見直すのは異例で、今後、専門家を交えて対応を検討するとしています。

パブコメ 2854 件の半数以上が異論、異見、説明不足指摘など「賛成せず」

◆以上のNHK報道について3月30日、本誌の田代が、環境省に問い合わせたところ、環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室の福田氏は「報道の通り」として、記事の中の一か月間でパブリックコメント2854件が寄せられたことについて、詳細はホームページを参照してほしいと言いつつも、半数以上が異論や異見、説明不足を指摘するなど賛成意見でなかったことを明らかにしました。

「除染土処分」は年内にも環境省が「ガイドライン」か

一方、栃木県那須町と茨城県東海村で実証事業を行った、「除染土」の「埋立処分」については、「そちらの方は、昨年12月17日に開かれた第5回検討委員会での先生方の意見に基づいて、現在、専門家や自治体等のご意見も聞いて（特措法施行令との整合など）、データなど詰めているところ。『再利用』とは別です。実証事業は安全でした。いつまでにまとまるかなどの予定は決めていません。」

まとめれば「除染土処分」をパブコメにかける、と明言

「まとめれば、参事官室のOKとり第6回の検討委員会で先生方に審議していただくことになります。いつになるか、検討委員会の日程もまだ決まっています。今年度中にはできるといいな、とは思いますが」とのこと。ただ、「パブコメにはかけるのか」との質問に「はい、パブコメにはかけます。」と明言した。

▼写真は、実証事業がおこなわれた那須町山村広場で環境省に抗議する住民たち（2018年）



仏映画「わが友・原子力～放射能の世紀」が日本公開へ

KAMI
productions

レター23号1月15日号で紹介の映画「わが友・原子力～放射能の世紀」56分55秒
パリ 渡辺謙一氏からのメール

2月上旬に東京のTBS社内試写室を借り、2度試写会を開き、日本の劇場で公開をしようと準備を進めています。

配給会社を決め、5年前の作品、”核の大地—プルトニウム物語”（84分）と合わせ2本立てで上映機会を作ることになりました。

それとは別に、僕自身が立ち合い、持ち歩き上映も配給の枠外で行うことができるよう配給会社の了解を取りました。高知、大阪、東京、福島、青森のNPOと共同主催で5月31日から6月9日にかけて予定を立てましたが、このCovid-19の感染拡大を受け、大阪は9月12日に延期、東京、福島、青森は保留にしました。

明快な根拠を持ってぬま時間過ぎてゆくので、今は保留状態でしかし準備は怠らずといった奇妙な状況です。

<我が友-原子力～放射能の世紀（56分55秒）>国際版 概要

第1章・放射能雲の中の米軍兵士

福島第一原発事故後の漏洩放射能雲の動きをアニメ化すると事故当初3日間は、放射性物質のほとんどが太平洋に流れたのがわかる。その海上にはトモダチ作戦に従事する米国海軍がいた。空母ロナルド・レーガン乗組員4人が3日間の船内を証言する。その恐怖の体験は、4日目に風向きが変わり陸地に放射能雲が流れた時の福島県民の行動と符合する。唯一可能な放射能対策、安定ヨウ素剤配布をめぐる三春町の施策と空母レーガンの放射能対策の共通項が浮き立ってくる。



第2章・死の灰の中の日本漁船

1954年3月1日ビキニ海域で死の灰を浴び死者を出したマグロ漁船・第五福竜丸事件は知られているが、同じ時期、その他の多くのマグロ船が同じ海域に出入りし被ばくした事実は、多くを語られていない。なぜなのか。そのわけを当時の日本の政治と日米関係に探り、60年経過したのち国家賠償を求め裁判を闘う漁民たちの声を伝える。

第3章・ラジウムガール

ピエールとマリー、キュリー夫妻は、ラジウムとその特性を発見し、放射能と放射線、放射性物質の生みの親となった。その応用は医療と産業に分岐していくが、産業界では時計の蛍光塗料としてのラジウムの使用によって、工場の女性労働者に癌が多発し、ラジウムガールと呼ばれる。被ばくが原因で集団的発がんに至る初のケースだった。被ばく死は、放射線生みの親・ピエールとマリーでさえ避ける事ができなかったのだった。





第 4 章・被曝と沈黙

被爆後の広島と長崎に真っ先に入るのは放射線医学者だった。放射線の人体影響を研究するため、彼らは生き延びた人たちをモルモットにした。1946年から 20年に及ぶ核実験では米軍兵士がモルモットになった。半年間で 28 回もの原爆実験に参加した退役兵士が証言する。チェルノブイリで事故処理に当たった兵士、消防士たちにも、同じ現象が起きている。被ばくのメカニズムをアニメ化し科学的視点を導入しつつ、被ばくの隠蔽と否認が繰り返されて

きた歴史を確認する。

第 5 章・怒りの訴訟

60 年間も隠蔽された事実を明らかにしようと、国を相手の裁判に訴えるビキニ被災漁業者は、福島原発事故が訴訟の動機になったという。自分たちが歴史から消されたように、福島原発事故の犠牲者も歴史から抹殺される。その危機感を共有する意気で立ち上がった。福島の子ども脱被ばく裁判、甲状腺がんの患者さんの闘いが、被ばくの歴史の中に意味を獲得してゆく。

<核の大地 - プルトニウム物語>

0. アヴァンタイトル

2015. 10. 15 KAMI Productions

▼米国・<ハンフォードの砂漠とコロンビア川> 1943年～現在

ワシントン州シアトルから南東に 450Km、ハンフォード。水量豊かなコロンビア川とその自然の恵みを受ける先住民（インディアン）の集落が点在する荒野。そこに突然立ち退き命令が布告され、道路と鉄道が敷かれ仮設住宅が立ち並び、ピークには 5 万人を超える建設労働者がうごめく光景が広がる。1943 年春「マンハッタン計画」のプルトニウム生産工場と原子炉 B の建設が始まったのだった。2 年後には長崎に投下された原爆材料を提供した。冷戦時代を通じ 700 トンのプルトニウムを生産した核の要塞は、89 年に稼働を止め、現在は廃炉と除染が続いている。核廃棄物の貯蔵、汚染は世界最大規模である。

▼フランス・<半島の先端にあるラ・アーク再処理工場> 1970年代～現在

フランス・ノルマンジー地方コタンタン半島の僻地に突然大建築工事現場が現れたのは 1962 年。住民にはナベ工場が出来ると伝えられていた。1960 年核実験を成功させ 4 番目の核保有国となったフランスが、2 番めの工場として着工した軍事プルトニウム生産工場だった。今日では世界唯一の商用プルトニウム生産工場である。フランスの 58 基の原子炉で使われた使用済み燃料は、すべてこちら・アークで再処理をし取り出したプルトニウムとウランを再利用する核燃料サイクルシステムを採用している。

▼日本・<下北半島の付け根、六ヶ所再処理工場> 現在

1968 年国策として小川原湖周囲に石油備蓄基地と化学・製鉄コンビナートの建設計画が立った。広大な土地の買収が先行し 5000 ヘクタールもの土地が買い占められた。買収名目は大規模酪農牧場の開発となっていた。だが 2 度の石油危機で計画は頓挫し、代わりに 80 年代に持ち上がったのが再処理をはじめとする核燃料サイクル施設の建設だった。再処理工場はフランスの技術援助を得て 1993 年に建設着手 2006 年から試運転を始め 2017 年竣工予定である。世界でフランスと日本 2 カ国だけが採用する<核燃料システム>とはどのようなものか、その主要な目的となるプルトニウムという物質はどのような歴史を持ち、なにをもたらすのか。

◆ 「核の大地 - プルトニウム物語」

1. 再処理工場とはなにか

核分裂性物質ウラン 235 が原子炉の中で核分裂を起こすと（デッサンで図解する）中性子の動きで新たな物質が生まれる。それら新たな物質の中にはウラン 235 と同じように核分裂しやすい物質が含まれている。プルトニウムである。それは自然界には無く原子炉の中だけに存在する人工物質だ。大量の化学薬品と複雑なプロセスを経て使用済み燃料からプルトニウムを分離し取り出すのが再処理工場だ。

2. 負の遺産と格闘するハンフォード

第 2 次大戦中の米国は、実験室レベルのプルトニウムを工場レベルの量産体制へ、わずか 1 年余りで実現した。だがそこには「目的のために手段を選ばない」強引で危険な賭けが隠れていた。それは労働者や住民への放射線防御対策の軽視だった。

*「ハンフォードの 8 基の原子炉はウィグナーによる冷却システムを「一過冷却」方式をとっていました。コロ

ンビア川からの水は配管を通じて炉の中心部を通過したあと再び川に戻され、水が炉を出たときの温度は 93 度 c にもなっていました。のちに保持プールが作られ、そこにしばらく貯めおいてから川に戻すようにしましたが、2 時間から 6 時間ためおくように設計されました。水の温度はまだ川の温度より高く、減衰しきっていない放射性同位元素があるだろうことも認識されていました。」

(Doctor George Voltz , Human Radiation Studies: Remembering the Early Years. DOE/EH-0454)

コロンビア川の環境汚染は想像を絶するものであった。生命の河は完全に生態系を破壊され工場の廃液や放射性廃棄物に汚染されていた。チェルノブイリ事故の翌年、ハンフォードサイトはすべての原子炉を止め工場の閉鎖を決める。以来毎年 10 億ドル～20 億ドルの連邦予算が廃炉と除染に投入されている。しかし再処理工場の汚染度は高く人間の立ち入りすら困難で今もまだ手がつけられない状況にある。現時点で除染廃炉の終了は 2052 年と見積もられているが、無理だという声が現場の技術者からは聞こえてくる。

3. フランス原子力とプルトニウム

フランスの核戦略が明快な形となって現れるのは石油危機前後である。発電の原子力化を加速する。米国ウェスティングハウス社の加圧水冷式原子炉をライセンス導入し、発電用原子炉を増設する。同時に、役割を終えていたラ・アーク再処理工場を軍事用から民生用（原子炉用）のプルトニウム生産工場へと転換していく。プルトニウムを燃料にする高速増殖炉の開発に向かうためであった。

4. “プルトニウム”という人工物質

1941 年 2 月 UCLA、バークレー校ギルマンホール・307 号室でプルトニウムは発見された。発見者は当時 28 歳の化学者グレン・シーボーグだった。彼はその功績でノーベル化学賞の栄誉を受け、のちケネディー大統領の指名で原子力委員長となる。

* 「プルトニウムは信じられないほど異常な物質です。ある条件下ではガラスと同程度に硬く脆い。だが他の条件下ではプラスチックや鉛のように軟らかい。空気中で加熱すると、燃えたり、すぐに粉々に砕け、室温下ではゆっくりと分解する。室温から融点の間の温度で 5 回以上の相変化を起こす。不思議だがそのうちの 2 相では加熱するにつれ収縮する。また酸化の状態も 4 種類以上がある。これらの性質は元素の中でも全く特異です。そして最後にプルトニウムは微量であっても、悪魔ほどに有毒です。」

(グレン・シーボーグ The First Weighing of Plutonium, Atomic Energy Commission of Technical Information. Oak Ridge. より)

プルトニウムは原子炉の燃料棒の中に生成する。プルトニウムの核分裂性は、理論的にウラン 235 の 3 倍、ということは 3 分の 1 の量で臨界に達する。それを原爆に用いるか、燃料棒に戻して発電に用いるか、軍事と民生利用の差が見分けにくい物質なのだ。

5. フランスの核燃料サイクル

フランスは石油危機後、有限な鉱物資源ウランから人工物質プルトニウムを無限のエネルギー源として確立しようとした。エネルギーの高い中性子（高速中性子）を使うプルトニウム燃料炉。燃焼させながらプルトニウム生成を（増殖）可能にする高速増殖炉計画だ。発電用原子炉の使用済み燃料を再処理し、取り出したプルトニウムを高速増殖炉で燃やし、増殖し、再処理し、ウランへの依存度を下げ最終的にエネルギー源を人間の手中にする。これを核燃料サイクルシステムと呼んだ。

だがフランスはその高速増殖炉・〈スーパーフェニックス〉を 1998 年公式に廃炉とした。度重なる事故や運営管理の困難と維持費の高騰で見切りをつけた。再処理したプルトニウムを高速増殖炉の燃料にするという大義をなくし、いまプルトニウムはウランと混合し（MOX 燃料）発電用原子炉で使っている。だが MOX でプルトニウムを消費してもその量はたかが知れている。しかも MOX 燃料はウラン燃料の 5 倍のコストを要し危険度も高まる。再処理を行うと使いみちのないプルトニウムが増え続ける状況にある。

6. 米・仏の核戦略と日本の原子力

ラ・アーク再処理工場が稼働を始める頃、再処理技術をフランスから移入しようとする国があった。日本である。1965 年 10 月原燃公社（Japan Atomic Fuel Corporation）は、ラ・アーク工場の設計運営会社サンゴバン NT 社に、プラント移入を前提に工場設計の詳細を求め交渉に入る。ヒロシマ・ナガサキを経験した日本は米国の“Atom for Peace”「平和のための原子力」政策に導かれ原子力を国策としたが（1955 年）その翌年検討された「原子力開発利用基本計画」には高速増殖炉の開発を示唆、5 年後に原燃は再処理工場の設計契約による建設計画を発表する。原子力開発の初期に増殖炉と再処理を組み合わせる核燃料サイクルを目標に置いていたのだ。

米国では再処理とプルトニウムの民生利用は 72 年の NFS 社 WESTVALLEY 工場の停止を最後に今日までゼロである。77 年にはカーター政権が核不拡散政策により民間の再処理を凍結する。フランス・ラ・アーク工場のプルトニウムの商用化は、米国の核不拡散政策の間隙を突いたものだった。こうして日仏原子力協定は 1972 年に締結

される。

7. 不況の嵐が吹くラ・アーグ再処理工場

福島第一原発事故の影響はフランスではラ・アーグに顕著に見られる。最大の得意先、日本とドイツからの発注が途絶えてしまったからだ。ドイツ、スウェーデン、スイスは再処理を撤退または凍結、イタリアは原発そのものから撤退し再処理を請け負ってきた得意客が次々にいなくなってしまったのだ。いまは国内のフランス電力(EDF)だけが残った格好だ。ラ・アーグ工場を運営する世界最大の原子力企業アレバ(AREVA)は2014年まで4期連続の最終赤字に落ち込んだ。その理由をアレバは第3世代原子炉EPRの建設の遅延、そして「日本の再稼働の遅れ」を挙げている。日本の再処理工場のコンセプトは、東海村、六ヶ所村ともにアレバ(旧コジエマ)からの移入であり、六ヶ所再処理工場の稼働まで、電力各社はフランスと英国に再処理を委託してきた。だが英国は2011年再処理事業を停止し、フランスだけが再処理ビジネスを続けているからだ。

8. 稼働できない六ヶ所村再処理工場

2014年10月に予定した六ヶ所村の再処理工場の稼働はまたしても2016年4月まで延期された。これで22回目の延期である。1993年に着工してから22年が経過しても稼働しない工場に、およそ2兆2千億円の建設費と年間数百億円の維持管理費が投入されている。だがより深刻な問題はプルトニウムを誰も必要としないという現実である。プルトニウムを燃料にする高速増殖炉はフランスでさえも開発を諦め、日本の「もんじゅ」は事故の後始末から立ち直るめどが立っていない。本来の目的を失い、軽水炉でMOX(ウラン・プルトニウム混合燃料)を使うと言っても燃料構成上は5%止まりで、プルトニウムを生産し続ける理由とは言いがたい。存在理由を失った六ヶ所再処理工場は20世紀が産んだ文明の廃墟のように見えてくる。

再処理工場一つができると付属する施設と関連工場が周辺を囲むように林立する。放射性廃棄物貯蔵施設(高レベル、低レベル)、使用済み燃料貯蔵プール、廃棄物ガラス固化工場、ウラン濃縮工場、MOX燃料工場(建設中)。六ヶ所村の隣には東通り原発、その先のむつ市には使用済み燃料中間貯蔵施設、大間町に初のMOX専用原発(建設中)。下北半島はさながら日本の核燃料サイクル基地となっている。

9. プルトニウムの恐怖 — ラ・アーグを汚染する

ラ・アーグには現在56トンものプルトニウムが保管されている。8000発の原爆に相当する量だ。うち15トンは日本の所有である。日本はこれまで4000トンの使用済み燃料をラ・アーグに再処理委託し20トン近いプルトニウムを抽出してきた。そして使うあてのないプルトニウムは、MOX燃料として戻された分を除きラ・アーグに留め置かれている。さらに再処理の廃棄物として出た廃液の中にもプルトニウムは大量に含まれている。そして1966年の操業以来、地下に埋設した廃棄物貯蔵タンクが漏洩し地下水脈に触れているのではないかと原子力安全局(ASN)から指摘されている。住民は工場が放出する放射性物質の監視とともに、廃棄物貯蔵施設の老朽化と放射性物質の漏洩をいま問うている。

10. 除染・廃炉産業の誕生 — ハンフォード、ラ・アーグ

広大な砂漠に点在する9基の原子炉と3棟の再処理工場の除染と廃炉。その光景はひとつの文明の終わりを物語っている。砂漠の楼閣のようにそびえ立っていたコンクリートの建物群は、破壊されそのまま地下に埋葬され、何事もなかったかのように消え去り植物も見当たらない砂漠となった。放射能汚染の激しい原子炉や工場はクーーン(繭)化され半世紀のあいだ眠らせてから解体に入る。更に激しく汚染した再処理工場や燃料プール、戦時中の廃棄物貯蔵タンクは今なお除染との闘いが続いている。1万人を超える人々が放射能被曝の危険な環境でいつ終えるとも知れぬ“掃除”に従事している。

ハンフォードだけではない。冷戦を支えた核施設の除染は130箇所、総費用3500億ドル、その内の1500億ドルがハンフォードに見積もられている。米国では1990年に核施設除染関連予算が核開発予算を初めて上回った。除染と廃炉費用が、核施設の建設運用にかけたコストを上回る日がやってくる。建設がそうであったように廃炉も国家事業となり、公金が投入される。企業にとっては安定的で利幅が見込める。まるで傾いた原子力企業の救済事業のようだ。フランス本国で経営危機のアレバが、ハンフォードで最悪の汚染建屋といわれる再処理工場の除染をし、英国セラフィールド再処理工場では廃炉契約を結び、チェルノブイリでは新たな石棺建設を行なっている。福島事故後2週間という早さでフランス大統領とアレバCEOが除染装置のセールスにやってきた背景には、廃炉除染産業という新たなビジネスの誕生があったのである。

私たちはプルトニウムの“悪魔のような毒性”を制御できなかったことを率直に認めざるを得ないだろう。人間は放射能の力を利用することができても、物質の循環=生態系と調和させることは出来なかったのだから。地球は物質の循環で生命を育み、生命は水と大地と大気を必要とする。そしてプルトニウムもまた大量の水を必要とするが、水と大地を汚染し大気を破壊する。

KAMI Productions 渡辺謙一

Radiological Protection of People and the Environment in the Event of a Large Nuclear Accident のドラフト
に対するコメント 福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク(SAFLAN)

総論

福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（略称：SAFLAN）は、福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」）、政府指示による避難区域の外側に、住み続けた人、避難した人、避難したけれど戻った人を支援することを目的とした法律家のネットワークであり、政府指示による避難と比較して、区域外避難への支援が遅れていることを懸念した東京や福島の子育て世代の弁護士を中心に、原発事故後の2011年7月に結成された。

ICRP による Radiological Protection of People and the Environment in the Event of a Large Nuclear Accident のドラフト（以下「ドラフト」）は、その目的として、チェルノブイリ原発事故および福島原発事故の経験に基づき、大規模な原発事故における人々の保護についての枠組みを提供することであると述べる（para.5）。したがって、その勧告は、福島事故後における放射線防護に関する政府の対応について、十分な分析が行われ、問題点があるのであれば、それが反映されていなければならない。しかしドラフトは、総じて、福島原発事故後の放射線防護に関する日本政府の対応に関する分析が不足しており、特に以下の点について十分な分析と記載がない。

- ・日本政府による ICRP 勧告の実施が極めて不十分であったこと、特に現存被ばく状況・参考レベルの考え方が採用されていないこと。
- ・放射線防護に関する法的枠組み、特に事故後である2012年6月に制定された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（子ども・被災者支援法）の内容とその実施の欠如。
- ・避難指示によらない避難の実行とこれら避難者に対する支援のあり方。
- ・原発事故直後の初期モニタリングの問題点と、その後の健康管理の不十分さ。

ICRP は、改めて福島原発事故による教訓を分析・検討した上で、新たな勧告に反映させるべきである。

参考レベル

・ドラフトは、現行のパブリケーション103、109および111に基づく参考レベルについて、以下の変更を行うことを提案している（para.226）。(1) 緊急時被ばく状況について、20mSv～100mSv のバンドから選択することとされていたが、ドラフトは、100mSv 以下とするよう勧告し、下限値への言及を取り除いた。(2) 現存被ばく状況について、年間1mSv～20mSv のバンドから選択することとされていたが、ドラフトは、年間10mSv 以下とし、長期的に1mSv まで減少させることを目的とすると勧告している。他方、パブリケーション111における「バンドの下方部分から選択すべき」、「代表的な値が1mSv/年である」との記載は、ドラフトにはない。

・日本政府は、福島原発事故後、ICRP の参考レベルに関する考え方を明示的には採用していない。原子力安全委員会は、その専門的な知見に基づき、原子力災害対策特別措置法上、原子力災害への対応に責任を有する原子力災害対策本部（以下「原災本部」）に対して、2011年5月19日付け、同年7月19日付け、同年8月4日付けでそれぞれ意見を述べ、ICRP の勧告を紹介しその採用を促した。しかし原災本部は、これら意見を十分に取り入れることなく、同年12月26日、避難指示の解除基準を年間20mSv とする方針を発表した。日本政府は、この年間20mSv という数値について、緊急時被ばく状況におけるバンドの下

限值であると説明し、現存被ばく状況における参考レベルを明示的に設定することを避けた。年間 1mSv という値は、被ばく低減の目標ではなく、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく除染の基本方針において、期限を定めない「長期的な目標」として掲げられたに過ぎない。また「状況を徐々に改善するため」の「中間的な参考レベル」（パブリケーション 111、para. 50）も採用されなかった。これら政策の結果、年間 20mSv までの被ばくは長らく許容され、被災者の被ばくの増大をもたらしてきた。

- ・ ICRP による新たな参考レベルの勧告にあたっては日本政府による既存の ICRP 勧告の不実施と、それがもたらした被ばくの増大について、その原因を分析し、これが勧告に反映されるべきである。
- ・ 私たちは、緊急被ばく状況における参考レベルの下限値の撤廃を歓迎する。同時に、これが、20mSv を下回る下限値の設定を推奨するものであることについて、より強調されるべきである。また私たちは、現存被ばく状況において、参考レベルの上限を年間 10mSv に引き下げることにも賛成する。同時に、年間 10mSv の被ばくを 10 年間続ければ、被ばく量は 100mSv に達することも考慮されるべきである。パブリケーション 111 における、バンドの下方部分から選択すべきとの文言を維持すべきである。また、年間 1mSv を下回る状況への移行は、「長期的」といった曖昧な期間ではなく、具体的な年限を区切ってなされるべきである。これらを検討する際、推定被ばく量が年間 1mSv を超える地域について、被災地と認め移住の権利を認めたいいわゆるチェルノブイリ法が、「1986 年生まれの子どもたちに生涯で 70mSv を超える被ばくをさせない」という政府決議に基づき制定されたことが参照されるべきである。

意思決定への参加

・ ドラフトは、従前の勧告に引き続き、放射線防護に関するプロセスに、ステークホルダーを関係させることの重要性を強調し、また被災者の選択の自律性と個々の決定の尊重を強調する（para. 227）。私たちは、意思決定への被災者の参加の重要性に関する ICRP の勧告を歓迎する。

・ 他方、福島原発事故後の放射線防護策の立案・実施におけるステークホルダーの参加について、ドラフトはほとんど言及していない。わずかに、ICRP によるダイアログと、いわき市末続の住民による自発的な取り組みに触れているだけである（para. B36-39）。しかし、これらは、多数の住民に多大な影響を与える政府の意思決定に関して被災者が関与するものではない。実際には、日本政府と地方自治体は、避難指示解除基準の設定、個別の避難解除の決定、住宅支援の打ち切り、除染計画の策定、健康調査の内容と範囲の決定といった放射線防護に関する重大な決定のほとんどを被災者の参加・関与を得ることなく一方的に行ってきた。参加の機会があるとしても、ほとんどが「説明会」であり、被災者の意見が実際に政府の施策に反映されたことを確認するための説明責任のメカニズムは存在してこなかった。子ども・被災者支援法は、居住継続者や避難者への生活・健康支援施策の内容について被災者の意見が反映されるための措置を講じることを明文で定めているにもかかわらず、被災者の意見を反映するための体系的な手段は何ら執られてこなかった。

・ 新たな勧告は、福島原発事故後の放射線防護の政策立案およびその実施における被災者の参加の不足について、事実関係について十分な調査を行いその原因を分析するべきである。こうした調査と分析なしに被災者の関与の重要性を強調しても、勧告の将来における実施は期待できない。

原発事故の被災者への影響

・ 福島原発事故後、政府は年間 20mSv を基準として避難指示を出したが、避難指示区域外からも、多くの住民が、被ばくを軽減するために避難（ドラフトでいう一時的移住）を実行し、今なお避難を継続して

いる者も多い。ドラフトの福島原発事故に関する記述は、政府の避難指示のない地域から住民が避難した事実や、これに対する日本政府・自治体の支援の問題点に関する記載を欠いている。

- ・ 「学校における子どもの被ばく線量を 1mSv に低減するよう通知」 (B8) された結果、市町村によっては子どもの外遊び時間の制限 (2歳まで 1日 15分、幼児 30分、小学生 3時間等) が 1年間以上あった。被災地における子どもの活動の制限について記載すべきである。

- ・ 「地元で除染作業を行った地域住民やボランティアについても、政府が定めた除染等業務に従事する労働者のためのガイドラインの該当項目を遵守するよう求められた」 (B27) とあるが、2011年 12月 14日の除染ガイドライン策定の前に、各地で「住民除染」が無防備なまま行われていた (例：郡山市 2011年 6月広報/PTAによる学校除染 5月 11日)。こういった無防備な除染による被ばくの増大も、住民の不安を高め、避難を決めた要因となっており、かかる事実も記載すべきである。

- ・ 2011年 3月 17日以前には、食品の流通・消費が規制されておらず、これら情報が消費者に伝わる前に、震災の影響により流通網が麻痺する中、放射性物質で汚染された食品を摂取することにより相当の内部被ばくが発生した可能性が存在する。ドラフトは、事故後相当期間を経過した後の食品管理についてのみ述べているが (B33)、事故直後の食品の汚染と摂取の可能性について言及するべきである。

- ・ ドラフトは、「福島の事故の場合、外部被ばくが被災地の人々の主な被ばく経路だった」 (B34) と断定している。しかし、上記のとおり、事故直後の時期は、食品経由の内部被ばくはまったくコントロールされておらず、また 2011年 3月中には、放射性プルームの通過中に呼吸を通じて大量の内部被ばくが生じた可能性がある。しかし、これら事象による被ばくについては、後述のとおり、初期被ばくのモニタリングが十分になされなかったため、十分な情報が残っていない。したがって、上記の記述は訂正すべきである。

- ・ ドラフトは、「2017年 3月までに、帰還困難区域を除く全域の除染が完了した」 (B35) と述べる。しかし、面的除染はおこなわれたものの、山林は除染されておらず、局所的なホットスポットも残存し、地方自治体によるフォローアップ除染も引き続き行われている。したがって、上記の記述は訂正すべきである。

- ・ 「被災地に止まるか帰還するかといった問題」 (B37) という問題設定が、「避難を継続するか否か」に悩む人々を不可視化しており、ANNEX B 全体を通して、避難者の現状とこれに対する政府の対応の検討が欠けている。なお、「多くの地域住民が自発的に防護活動を実践する」の「多く」が曖昧であり、おおまかなでも人数の記載をすべきである。

- ・ 日本政府は、子ども・被災者支援法を制定し、政府による避難指示がなかった地域においても、避難する人、被災地に止まる人、帰還する人の三者に対し、政府により支援が行われることが定められた。しかし、三者に対する十分な支援制度は作られず、賠償もごく少額であり、わずかな支援制度も打ち切れ、特に避難者は、住まいも奪われ、長期化する避難生活の経済的負担から、生活困窮に陥る人も増えている。これら法律の制定と実施状況について記載すべきである。

- ・ 福島の経験から、ドラフトで想定している「避難」区域や「屋内避難」区域のはるか外側にも原発事故の被災者が発生する事実が強調されるべきである。それを前提に、「避難」「屋内退避」が指示される区域の外側にある被害地域 (一般公衆の被ばく限度 1mSv 以上の地域) を明記し、その地域にも「避難」「居住」「帰還」を自らが選択でき、それぞれの支援が可能となるよう勧告するべきである。

- ・ ドラフトは、長期化する避難を「一時的移住 (para. 125, 135)」あるいは「恒久的移住 (para. 156)」としている。「被災地にとどまるか離れるかについてのすべての決定は、当局によって尊重され、支援されるべき」 (para. 158) とあるように、避難期間は、避難当事者が意思決定するものとい

う前提をふまえた勧告が必要である。具体的には、「避難地域への帰還に関する複雑な意思決定プロセスに密着に関与すべき」(para. 126)とあるが、帰還だけではなく、「避難の継続」に対しても関与が必要であり、また、「意思決定」だけではなく「生活再建」への具体的関与も必要であると明記すべきである。また、「帰還の不安」(para. 137)が書かれているものの、それに対する具体的な解決策の記載がない。帰還を不安視し、帰還をしないと決め、避難を継続する人々に対する国の支援・賠償の必要性などを明記すべきである。「被災地にとどまるか離れるかについてのすべての決定は、当局によって尊重され、支援されるべきであり、また、自宅に戻ることを望まないか許可されていない人々の再定住のための戦略が策定されるべきである」(para. 158)と重要な指摘があるが、日本において、それが十分に行われていないことを鑑み、より具体的な記載をすべきである。例えば、生活再建に十分な賠償が必要であることや、あるいは具体的支援制度(経済的負担の大きい住宅の確保、就学や医療福祉への支援、生活再建に必要な仕事の斡旋)などが挙げられる。そして、それが、長期に及ぶことも明記すべきである。

初期被ばく量モニタリング

- ・ 福島原発事故後、政府は初期モニタリングに失敗し、被ばく状況がわからなくなった住民が多数いる。それにもかかわらず、ドラフトは、初期モニタリングの失敗原因について何も言及していないうえ、失敗したという事実すら指摘されていない。また福島県で行われている県民健康調査について、ごく一部の情報しか提示していないため、現状を的確に認識することができない。以下に、不十分、あるいは不正確と思われる記述について、個別の事例を記す。
- ・ 住民の体表面汚染について、「福島県内でスクリーニング調査を実施した。20万人の大半は毎分10万カウント未満だった。この数値を超えた約100名に対しては除染が実施され、除染後の汚染レベルは問題のないレベルにまで低下した」との記述がある(B16)。しかし政府事故調査委員会の報告書では、「福島県は、除染対象者の汚染の程度が1万3000cpm未満になるまで除染すべきことについて、スクリーニングを実施する保健所等に明確に伝えたわけではなかったため、全てのスクリーニング会場で全対象者が1万3000cpm未満になるまで除染を行っていたわけではなく、中には10万cpm未満の者に対して何らの除染も行わないこととしていた会場もあった」(政府事故調報告書最終報告書257～258ページ注釈)と記載されているため、「問題のないレベルにまで低下した」とは言えない。
- ・ 「20万人の大半は毎分10万カウント未満だった」と記載しているが(B16)、原発事故前のスクリーニングレベルは1万3000cpmだった。それがどのような議論を経て10万cpmに引き上げても問題ないという結論になったのかは、根拠が明らかになっていないため、10万カウント未満だから問題がないとは言えない。政府事故調査報告書最終報告書では、「1万3,000cpmが全て内部被ばくのヨウ素によるものとする、安定ヨウ素剤投与の基準値となる小児甲状腺等価線量100mSvに相当する」という原子力安全委員会の見解が示されているほか、原子力規制委員会は当初、1万3000cpmから10万cpmへスクリーニングレベルを引き上げるのは問題があるという考え方を示していた(政府事故調最終報告書258ページ)。引き上げられたのは「現地は、空間線量率が高くスクリーニングが困難な状況」(政府事故調最終報告書258ページ)だからであり、「問題ない」(B16)からではない。
- ・ スクリーニングの結果、2011年6月5日までに10万cpm以上が102人、1万3000cpm以上10万cpm未満が900人だったが、これらの人たちの被ばく量は明らかになっていない。
- ・ 原発事故前の基準であれば安定ヨウ素剤の服用が必要だった可能性のある人たちがいたが、「原災本部や県知事は住民に対して服用指示を適切な時間内に出すことに失敗した」(国会事故調査委員会報告書39ページ)と報告されている。ドラフトではこの失敗に関する記述がなく、過去の経験を反映した勧告になっていない。

・ 以上のことから考えると、初期被ばくの状況は不明であり、「問題ない」(B16)という記述に合理性はない。住民の被ばく状況が把握できなかったにもかかわらず、ドラフトではそのことにまったく触れていないため、福島原発事故の教訓が生かされているとは言えない。ドラフトは、「本勧告は、原子力事故の初期段階における防護措置の正当化の重要性を強調」(para. 7)していると説明しているが、福島第一原発事故で初期段階の被ばく状況の把握に失敗した経験に触れず、対策も検討しないままでは、次の原発事故の時に的確な防護措置を実施することはできない。

・ ドラフトは2011年3月26日から3月30日までの間に川俣町といわき市の小児、1080人に対して行われた甲状腺被ばく調査の結果について、IAEAの「甲状腺の実測値から推計された15歳未満の子どもの個々の等価甲状腺線量分布の(幾何)平均値は、いわき市の子ども134人が3.2 mSv、川俣町の子ども631人が2.2mSv」という推定値を示している(B17)。この1080人の調査結果については、国会事故調査委員会報告書(449ページ)が「原災本部又は福島県は、十分に放射性ヨウ素による内部被ばく検査を実施していないために、住民の放射性ヨウ素による初期の内部被ばくの実態が明らかになっていない」と指摘している。不十分な調査結果だけを採り上げた記述は理解を歪めるおそれがあり、福島原発事故の教訓を反映しているとは言えない。

・ WHO2012(Preliminary dose estimation - from the nuclear accident after the 2011 Great East Japan Earthquake and Tsunami)では、浪江町の1歳以下の乳幼児の事故後1年の甲状腺被ばくを100~200mSvと推定しているほか、幅広い年齢層で10~100mSvの被ばくがあったと推定している。こうした報告例があるにもかかわらず、ANNEX B(B17)で、IAEAの推定値だけを取り上げるのは合理性に欠ける。WHO報告書の見解、予測も含めて記載すべきである。

・ 甲状腺被ばくの調査を1080人しか実施しなかったのは、原子力災害対策本部(政府)が「追跡調査を行うことが、本人家族及び地域社会に多大な不安を与えるおそれがある」という認識をもったためであったほか、福島県も独自調査を実施していた研究者に調査の中止を要請したためだった(国会事故調査委員会報告書449ページ)。これらは調査を中止する理由としては不合理だが、こうした認識が生まれた背景は不明なままであり、その検証がないままでは、今後の原発事故に際して同様の理由で調査が中止されるおそれが否定できない。初期の被ばく状況を把握できる調査を実施するためには、こうした事由の検証が不可欠である。

健康調査

・ ドラフトは福島県県民健康調査について「外部被ばく線量評価のための基本調査および4つの詳細調査」(B19)としながら、基本調査の結果しか触れていないのは、調査の結果や経緯の説明としては極めて不十分であり、現状の認識を誤るおそれが大きい。まず、同調査における甲状腺検査では、2019年6月30日までに231人の悪性ないし悪性疑いの甲状腺がんが見つかり、そのうち175人に手術が実施されている。この人数について県民健康調査の検討委員会は2019年7月に、2015年までの検査結果をもとに「先行検査における甲状腺がん発見率は、わが国の地域がん登録で把握されている甲状腺がんの罹患統計などから推計される有病率に比べて、数十倍高かった。本格検査(検査2回目)における甲状腺がん発見率は、先行検査よりもやや低いものの、依然として数十倍高かった」という見解を示している。数十倍高い原因については放射線の影響とは認めていないものの、男女比が既知の臨床の知見とは大きく異なること、地域差があることなど放射線の影響を疑わせる点もあり、結論を出すには至っていない。また、これまで同調査の検討委員会で報告された症例の他に、報告されていない手術症例があることや再発、再手術の事例があることもわかっており、実際の発症数は不明である。また県民健康調査の検討委員会は2016年にとりまとめた報告書の中で、甲状腺がんについて「事故当時5歳以下からの発見はない」ことを

理由に挙げて「放射線の影響とは考えにくいと評価」しているが、その後に事故当時4歳の子どもの甲状腺ガンが報告されていることなどから、検討を継続すべき状況にあることは明白である。同調査での報告を検討した「Thyroid Cancer Detection by Ultrasound Among Residents Ages 18 Years and Younger in Fukushima, Japan: 2011 to 2014」(Tsuda, 2015)など、小児甲状腺ガンの多発と放射線影響に相関があることを指摘する論文も発表されているが、こうしたことはドラフトではまったく触れられていない。情報の取捨選択に偏りがあることは明白で、事実在即した多面的な視点を採り入れるべきである。

- ・ ドラフトは、同調査での甲状腺ガンは過剰診断が原因の可能性があり「過剰診断に関する問題が生じることが予想される」とする「Togawa, 2018」を例示し、「長期の甲状腺健康調査プログラムは、胎児期あるいは小児期または青年期に甲状腺への吸収線量が100~500mGyの被ばくをした個人に対してのみ実施されるべき」と結論づけている(para. 201)。この勧告内容は、福島県での甲状腺ガンの多発が過剰診断による可能性を強く支持するものだが、県民健康調査で甲状腺検査を実施している福島県立医科大学の鈴木眞一教授は、過剰診断の可能性を否定している。それにもかかわらず、過剰診断の可能性のみを強調するのは、小児甲状腺ガンが多発していることを無視してしまうものであり、事実誤認に基づく勧告と言うほかない。

- ・ 上記のことを考慮すると、ANNEX Bにおける福島県の県民健康調査についての記述はあまりにも簡略化しすぎており、重要な事実について触れていないため、勧告の内容に重大な誤りを生じさせる可能性がある。

- ・ 加えて、現状では甲状腺のスクリーニング検査は福島県のみで実施されているが、放射能汚染が福島県以外の広範な地域に広がっていることは明らかであるため、放射線影響の調査、および住民保護のためには、福島県以外の地域での検査も実施すべきであろう。健康影響の調査が福島県に限定して行われているのは極めて不十分、かつ不平等であるのは明らかで、勧告には、このことも含めて記載されるべきであると考え。

- ・ 日本政府は、子ども・被災者支援法を制定し、同法は、「国は、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくの状況を明らかにするため、被ばく放射線量の推計、被ばく放射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価その他必要な施策を講ずるものとする」とし、「被災者の定期的な健康診断の実施その他東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査について、必要な施策を講ずる」と定めている。この法律の背景には、原発事故により放出された放射性物質が広範囲に拡散したことや、放射性物質による健康影響が「科学的に十分に解明されていないこと」から、「一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていること」がある。しかし現状では、子ども・被災者支援法に基づく定期的な健康診断は行われておらず、健康調査の実施は、当時福島県民であった者しか対象とされていない福島県による県民健康調査に委ねられている。ドラフトは、このような現状について検証を行うべきである。

- ・ 子ども・被災者支援法はまた、被災者たる子どもおよび妊婦の医療費を減免する措置を講じるよう国に義務づけているが、こうした措置はいまだ執られていない。ドラフトは、このような現状についても検証を行うべきである。

以上

堀場清子のことば—「堀場清子全詩集」から

いのち

コップにいっぱいの水を注ぐ
透明な きれいな水
そのなかに 毒がある
放射能という名の <毒>が

まいにち
水を飲まずには 生きていけない
<毒>とともに
呼吸せずには 生きていけない
<毒>の混じった空気を 吸いながら

土も野菜も原乳も海藻も魚も すでに汚染された
背筋も凍る食物連鎖が スタートした
それらを
食べずには生きていけない

原子力発電所は危ないと
心あるひとはみな 憂慮してきた
事故があれば
どれほどの大惨事が起きるか

的中——というにも酷すぎるカタストロフィ
窮極の不幸において
福島第一原子力発電所でそれが実現した

半世紀にわたり
自民党政権は原子力政策を推進してきた
民主党政権もそれを継承した
一審二審 各一例を例外として
裁判官らみな 反原発訴訟を潰してきた
すでに五四基の原発が全国で稼働していた

安全より利潤をむさぼる電力会社と

癒着する経済産業省 文部科学省
それにぶらさがる原子力安全・保安院は
まさに監督すべき危機に瀕し
真っ先に逃げ出した
役立たずでいながら高給を食む
原子力安全委員会委員長
族議員たち 御用学者たち
欠陥原子炉と 欠陥発電所の設計者 建設業者
電気機器等いっさいの設備製造会社と その施工業者
CMの巨費が垂れ流してきた 安全神話
接待漬けだったメディアの端々
地元の誘致派に至るまで
儲けた人は数多く
利権の金の水脈 たふたふと流れ ゆきわたり……

高濃度放射能は 彼らには降りかからない
罪なき人々の上に降る
乳幼児の上に降る
胎児たちにもしみとおる
無心の家畜らにも降る
花と鳥と虫たちにも降りかかる
大地に降る
大自然に漂う
海水に混じる
生きとし生けるものを汚染する
生活を奪い
人生を奪う

それでいて 誰ひとり責任をとる気配もない
この憤りをどこへ向けるか

まいにち
水を飲む
呼吸する
食事する
そして確実に蝕まれる わたしたちの
いのち

(2011年6月刊「いのちの籠18号」初出)